



[遵守事項（請求者が本人及び成年後見人等以外の場合）]

1. 私は、提供を受けた資料に係る被保険者（以下「本人」という。）の情報（以下「本人情報」という。）又は被保険者の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の居宅サービス計画、施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画、特定施設サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画、地域密着型施設サービス計画、地域密着型特定施設サービス計画、介護予防サービス（介護予防ケアマネジメントA、B及びCに基づく計画を含む）計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画、介護予防特定施設計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成、その他良質な介護サービス及び介護予防サービスの提供に資すること以外の目的には使用しません。
2. 私は、私の従業者又は従業者であった者が、上記の1に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
3. 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成、その他良質な介護サービス及び介護予防サービス（総合事業を含む）の提供に資すること以外の目的で複写し、又は複製しません。
4. 私は、提供を受けた資料を厳重に保管し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
5. 私は、本人との介護サービス計画の提供に係る契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を責任を持って廃棄します。
6. 私は、本人又は岡山市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

[記載の注意]

1. 請求者が本人の場合は、本人確認書類、本人の成年後見人等の場合は、本人確認書類及び登記事項証明書等の提示又は提出をお願いします。
2. 請求者が居宅介護支援事業者、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型関連事業者・施設、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者、（以下「事業者等」という。）の職員その他の従業者の場合は、居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出書等の提出及び当該事業者等に勤務することを証するもの（事業者印押印のある身分証等）の提示又は提出をお願いします。  
※ 事業者印が押印されていない身分証等の場合は、身分証等の写しに「原本証明」したものを（事業者印を押印）を提示又は提出してください。
3. 主治医意見書、一次判定結果の主治医が判定した障害高齢者の日常生活自立度及び認知高齢者日常生活自立度の写しの閲覧又は交付については、主治医の同意が必要です。
4. 本請求により交付する資料の写しの部数は、同一の申請者につき1部に限ります。
5. 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合や、指定取消し等の措置を受ける場合があります。